

水質総量削減に係る 検討状況について

(第9次水質総量削減)

水質総量削減制度

指定水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

指定項目：化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん

【総量削減基本方針】

- ・指定水域ごとに環境大臣が策定
- ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

【総量削減計画】

- ・総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
- ・発生源別（生活系、産業系、その他系）の削減目標量
- ・削減目標量の達成の方途
- ・その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項^(注)

【事業の実施】

- ・下水道の整備
- ・し尿処理施設の整備 等

【総量規制基準による規制】

- ・排水量が50m³/日以上
の工場・事業場が対象
- ・排水濃度×排水量の規制

【削減指導等】

- ・小規模事業場
- ・畜産、農業
- ・一般家庭 等

	基本方針策定	目標年度	指定項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	COD、窒素、りん
第6次	平成18年11月	平成21年度	COD、窒素、りん
第7次	平成23年6月	平成26年度	COD、窒素、りん
第8次	平成28年9月	平成31年度 (令和元年度)	COD、窒素、りん

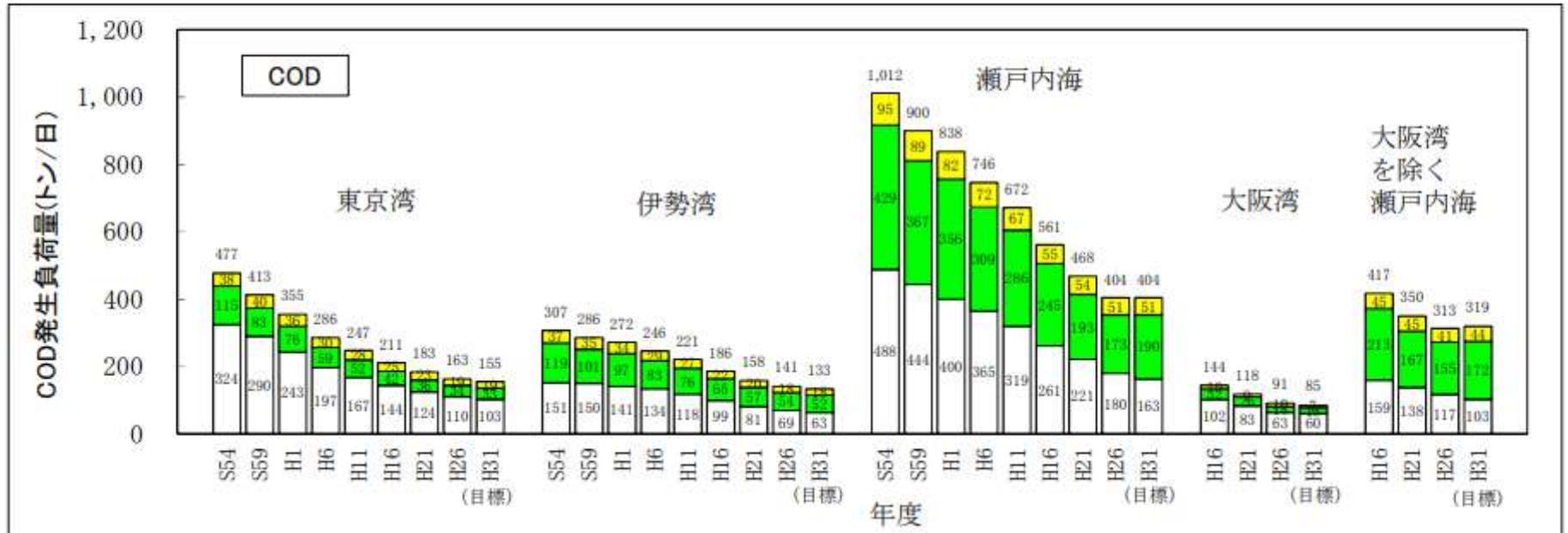
水質汚濁防止法に基づく総量削減の 指定水域及び指定地域



【関係都府県】

東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

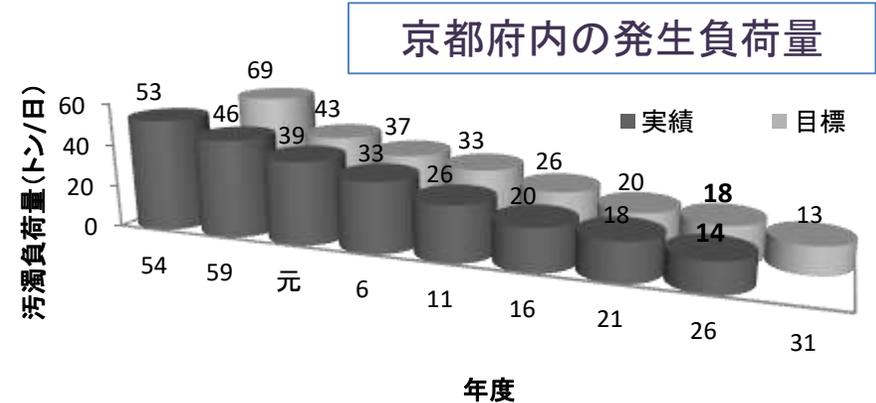
COD汚濁負荷量の推移



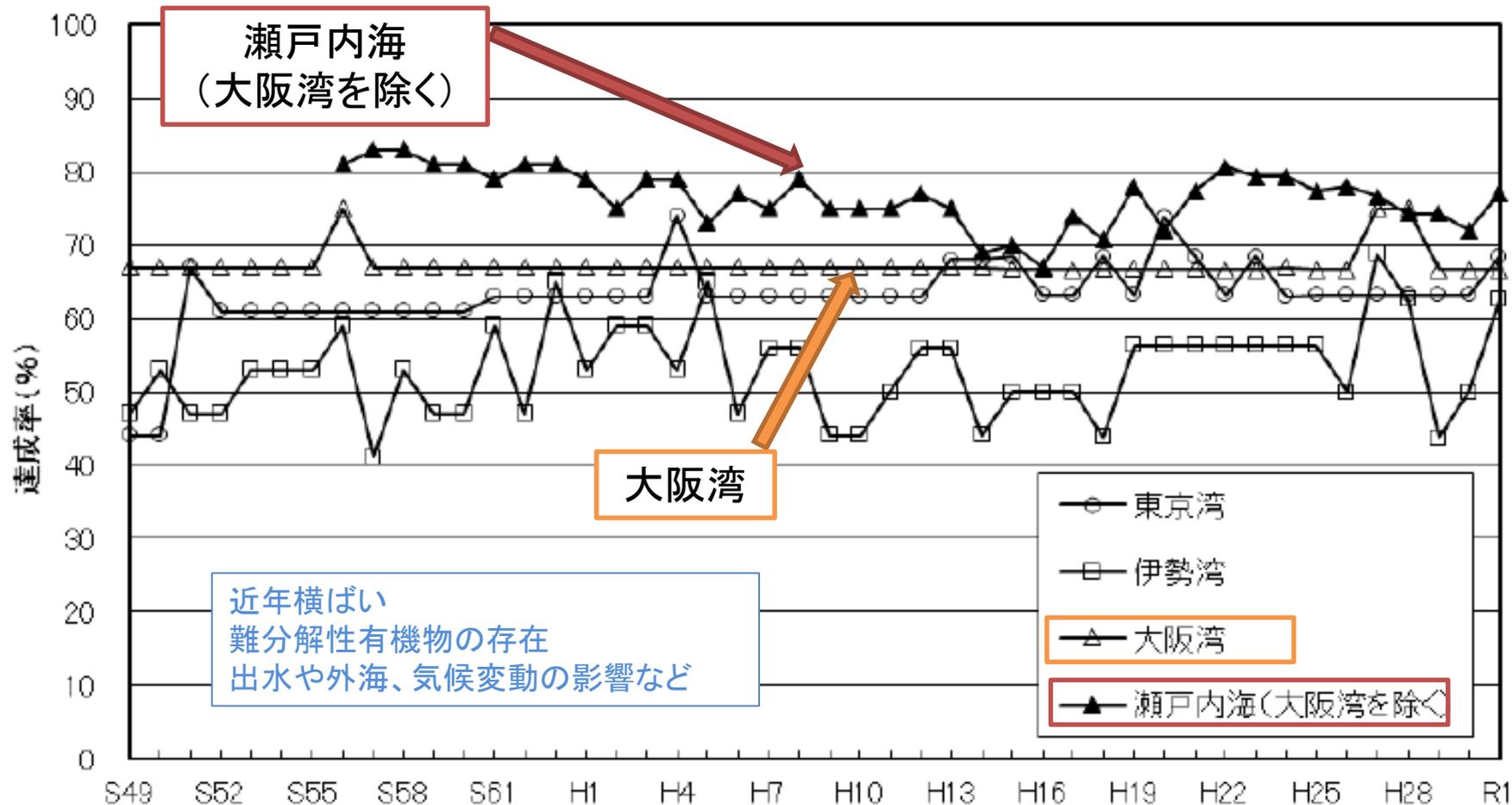
(出典)「発生負荷量管理等調査」(環境省)及び関係都府県による推計結果

S54→H26
瀬戸内海 60%削減

H16→H26
大阪湾を除く瀬戸内海 25%削減
大阪湾 37%削減

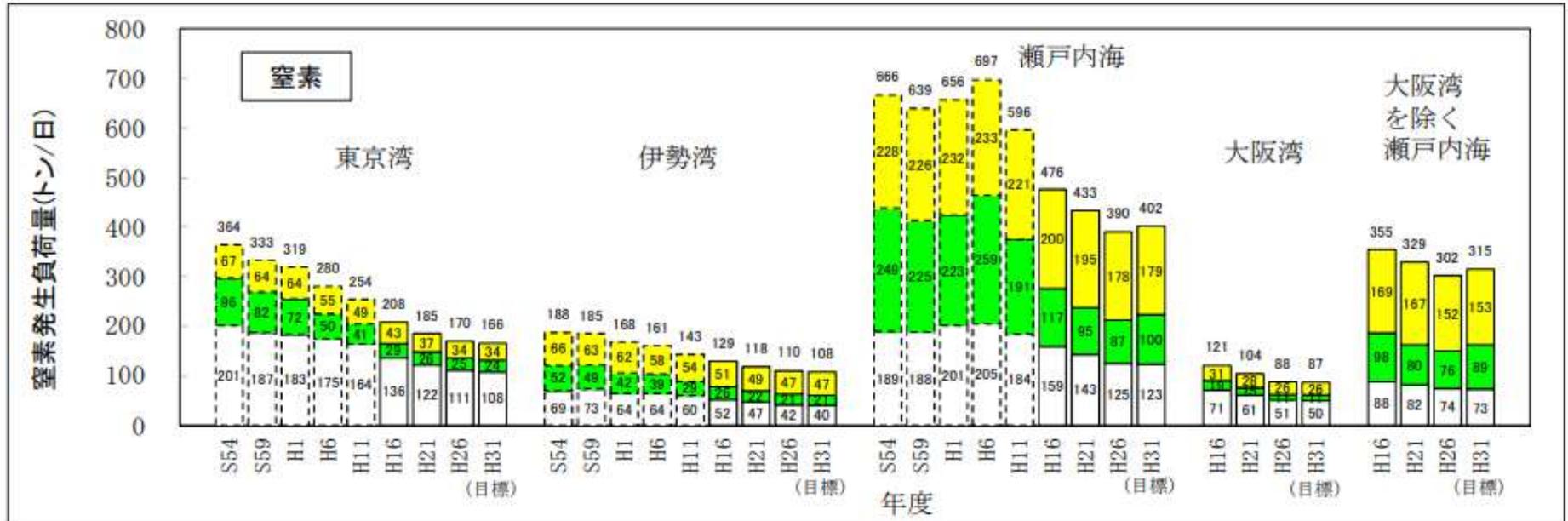


海域毎の環境基準の達成率(COD)



出典)「公共用水域水質測定結果」(環境省)

窒素汚濁負荷量の推移



(出典)「発生負荷量管理等調査」(環境省)及び関係都府県による推計結果

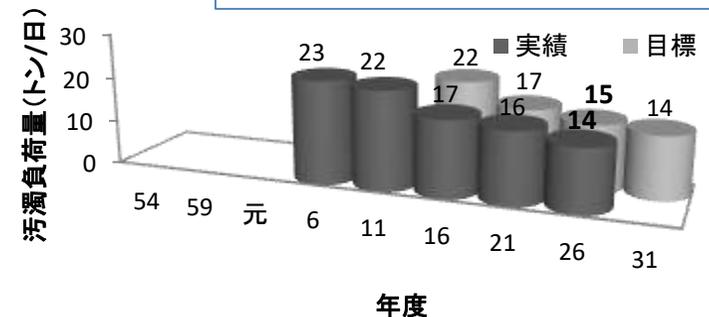
H11→H26

瀬戸内海 35%削減

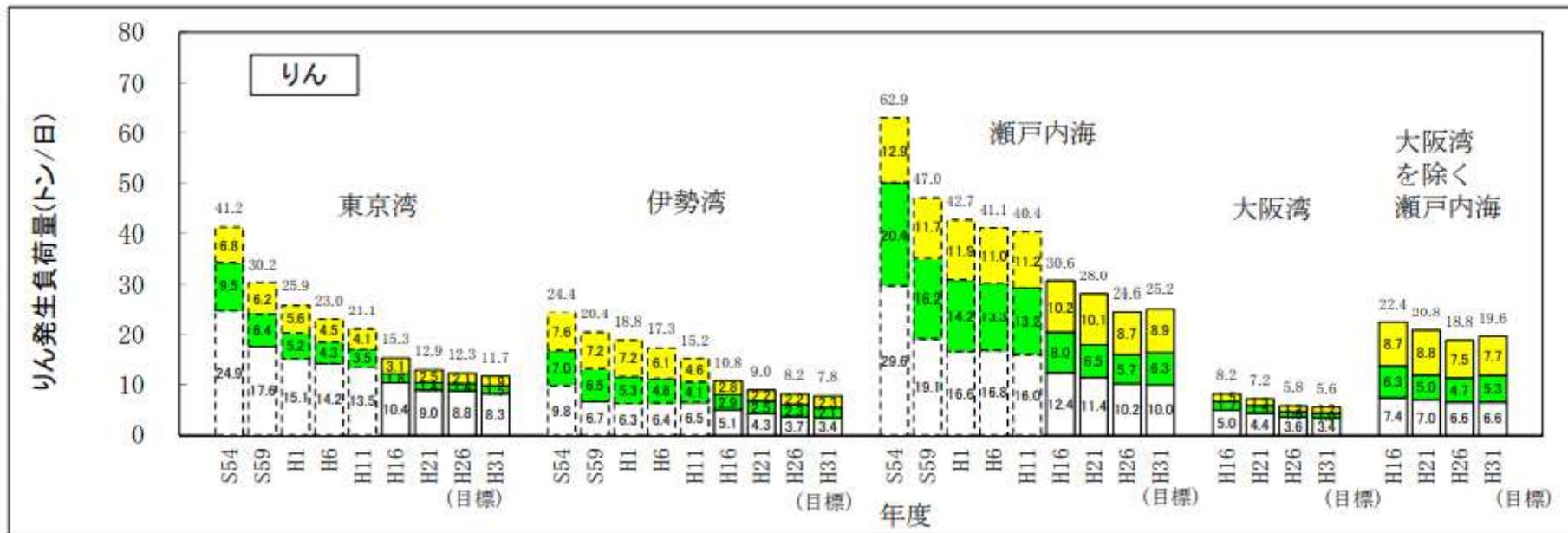
H16→H26

大阪湾を除く瀬戸内海 15%削減
大阪湾 27%削減

京都府内の発生負荷量



りん汚濁負荷量の推移



(出典)「発生負荷量管理等調査」(環境省)及び関係都府県による推計結果

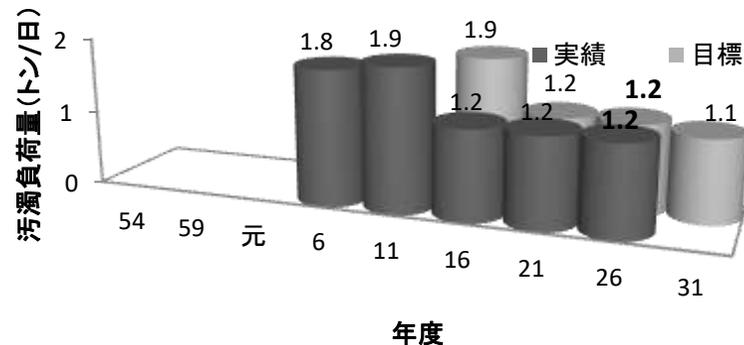
H11→H26

瀬戸内海 39%削減

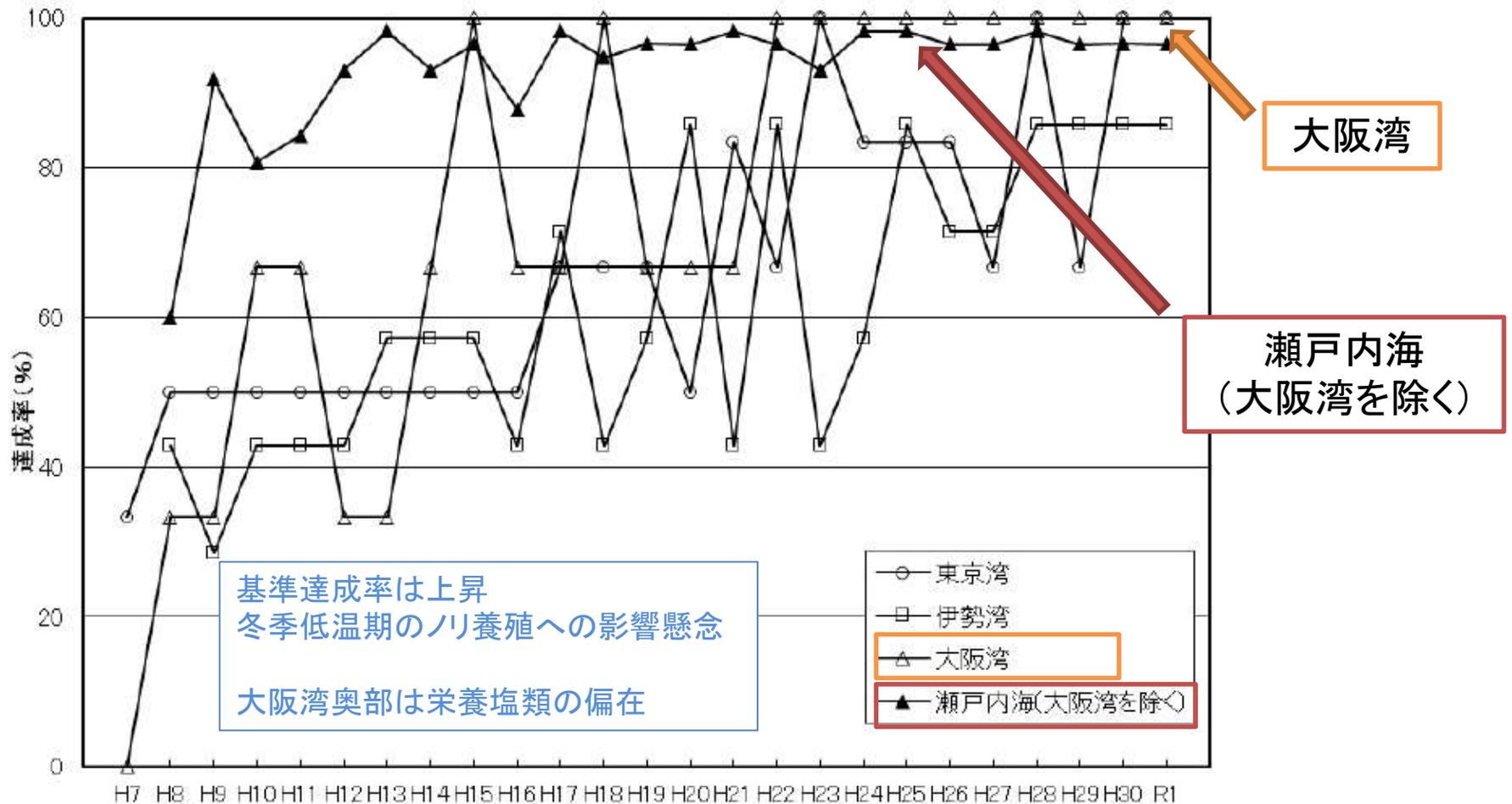
H16→H26

大阪湾を除く瀬戸内海 16%削減
大阪湾 29%削減

京都府内の発生負荷量



海域毎の環境基準の達成率(全窒素・全りん)



注) 達成率は、全窒素及び全りんともに環境基準を達成している場合に達成水域とした。
出典)「公共用水域水質測定結果」(環境省)

大阪湾（抜粋）

大阪湾においては、窒素及びりんについて、平成22年度から環境基準の類型指定が行われている3水域の全てで環境基準が達成された状況が続いており、栄養塩類の不足が指摘されている水域もある。**CODについては、一部で環境基準を達成していない水域があり、**湾奥部において貧酸素水塊が依然として発生しているものの、底質や底生生物の生息状況が改善するなど底層環境の改善傾向が見られる。

このため、**湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続しながら、**湾奥部など問題が発生している特定の水域において、**局所ごとの課題に対応する必要がある**と考えられる。

対策に当たっては、**COD、窒素及びりんのいずれも更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化は行わず、**これまでの取組を維持することが妥当である。湾奥部など一部の水域において貧酸素水塊などの問題が発生しているが、**負荷削減によりその他の水域で指摘されている栄養塩類の不足が更に進む懸念もある**ことから、総量規制としての汚濁負荷削減ではなく、**栄養塩類の偏在の解消**に向け、後述する(2)の対策を局所的に講ずる必要がある。なお、特定の水域によっては、汚濁負荷削減が最も有効かつ現実的な手法となる場合もあることから、局所対策としての汚濁負荷削減を否定するものではない。

なお、令和7年に大阪・関西万博の開催が予定されており、魅力ある地域資源としての発信の好機であることに鑑み、きれいで豊かな海の実現に向けた取組の推進が重要である。

大阪湾を除く瀬戸内海（抜粋）

大阪湾を除く瀬戸内海においては、第6次水質総量削減よりいずれの指定項目についても更なる負荷削減を求めているものの、窒素及びリンの環境基準達成率は96.5%まで向上し、**窒素及びリンの環境基準はほぼ達成された状況が続いており、栄養塩類の不足が指摘されている水域もある。**CODの環境基準達成率はA類型において45.1%と改善が不十分であるものの、B類型とC類型の達成率はそれぞれ89.1%、100%と高く、**COD濃度もこれまでの水準が維持されている。**

このように、大阪湾を除く瀬戸内海の水質は他の指定水域に比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように留意しつつ必要な対策を継続することが妥当と考えられる。

対策に当たっては、**引き続きこれまでの取組を維持することが妥当**である。また、瀬戸内海全域では、令和2年答申を踏まえ、生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、地域における水域利用の実情を踏まえ、**必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の水域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当**である。

第9次京都府総量削減計画の策定に向けて

水質汚濁防止法

中央環境審議会：第9次総量削減の在り方について

環境省：第9次総量削減基本方針

* 水域ごとの規制基準の設定

第9次総量削減計画

現計画 H29年6月
目標年度：平成31年度

令和4年6月頃 策定

瀬戸内海環境保全特別措置法

法改正

環境省：瀬戸内海環境保全基本計画の改正

* 順応的な栄養塩類管理制度の導入
(流域ごとを基本とし、府県計画に記載)

瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画
(府県計画)

現計画 H28年11月
計画期間：概ね10年
点検・見直しの頻度：概ね5年ごと

令和3年11月頃 計画見直し

瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について(答申)

令和元年6月19日に環境大臣が諮問した「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」は、中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において審議され、その結果を受けて令和2年3月31日付けで、中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。

<中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について(答申)」(令和2年3月)の概要>

地域主体できれいで豊かな瀬戸内海を実現する「令和の里海づくり」

- 地域が主体となって、あるべき姿をデザインし、実現に向け国も含め様々な主体が積極的に参画
- 周辺環境の保全上支障なく一定の秩序を保ち、最新の科学的知見を踏まえて具体的な対策を実施

令和の里海づくりに向けた4つの方策

1. 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保

➤ 地域の合意による栄養塩類の管理の手続き等についてルール化

➤ 藻場・干潟等の更なる保全・再生・創出の計画的実施 等

2. 瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤

➤ 瀬戸内海に水を排出する特定施設の設置許可制度の合理化や水質総量削減、環境基準の評価の在り方検討

3. 地域資源の保全・利活用に係る取組の推進

➤ 国立公園等の保護区拡張に向けた検討や調整

➤ インバウンド対応の視点も加えた、地域資源の再発見・情報発信、地域資源同士の有機的連携 等

4. 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備

➤ 内陸地域も含め上下流が協働した海ごみ対策の推進

➤ 水質管理に係る科学的知見の更なる集積や気候変動への適応策の検討 等

PDCAサイクルの導入

- 管理対策の水域、目標値計画の設定
- 対策の実施
- 管理への反映
- 湾・灘協議会による地域合意形成